

ふかみぐさ会則

第1章 目的及び事業

第1条 本会は会員相互の親睦をはかり併せて母校教育及び援助を行うことを目的とする。

第2条 本会は前条の目的を遂行するために以下の事業を行う。

- 1 会報の発行
- 2 母校の援助
- 3 講演会、講習会、学術展覧会などの開催
- 4 その他本会の目的を遂行するのに適当と認める事業

第2章 名称及び事務所

第3条 本会は『ふかみぐさ』と称する。

第4条 本会は本部事務所を京都光華女子大学内に置く。

第5条 本会は全国に各支部を設け、支部事務所は支部長宅に置く。

第3章 会員及び客員

第6条 本会は母校卒業生をもって会員とする。中途退学者であっても幹事会の決議を経たものは会員となることができる。

第7条 会員は全国何れかの支部に所属し、併せて支部会員とする。

第8条 会員は終身会費として¥10,000を醸出しなければならない。

第9条 本会は光華女子専門学校、京都光華女子大学、同大学院、同短期大学の既往または現職員を客員とする。本会は幹事及び理事会の推薦によって本会の功労者又は援助者を名誉客員とする。

第4章 役員及び総会

第10条 本会に下記の役員を置く。

- 1 名誉会長 京都光華女子大学長を推戴する
- 2 会長 1名
- 3 副会長 1名又は2名
- 4 幹事 6名
- 5 理事 各学年2名以上
- 6 支部長 正、副、各1名宛

会長、副会長、幹事の任期は満2年とする。但し兼任・再選を妨げない。理事、支部長は本人の申し出がない限り継続。補欠役員の任期は前任者の残任期間とし増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。役員の任期満了するも後任者の就任するまで職務を行うものとする。なお、役員は二つ以下を兼ねることができる。

第11条 会長は本会を代表し一切の事務を掌理する。

第12条 幹事は会長の指定により本部の事務を分担する。幹事は理事の中より互選により選挙する。

第13条 理事は京都市並びにその附近に在住の会員中よりこれを選挙する。

第14条 理事は下記の事項を議決する。

- 1 本会の会則改正ならびに細則の制定改廃に関する事項
- 2 「ふかみぐさ支部総則」の制定改廃に関する事項
- 3 本会その他の予算及び決算に関する事項、理事会は必要と認める場合本会資産及び出納を検査し会務に関する報告を求める事ができる。
- 4 その他

第15条 理事会は毎年2回以上会長がこれを招集する。

第16条 総会は毎年1回これを招集する。但し幹事会において必要と認めた時は何時にても臨時総会を招集することができる。

第17条 総会は前年度の会務及び会計に関する審査をする。

第18条 会長は総会において理事会の議決を報告する。

第5章 会計

第19条 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の役員は無給とする。事務の執行に必要な旅費その他の実費は支給する。

第21条 本会の会計は年に一度会員に報告し承認を得る。

第22条 本会は各支部より年に一度会計報告をうける。

第6章 補則

第23条 本会則を改正するには理事会及び総会の決議を経る必要がある。

第24条 本会則の執行に必要な細則は別にこれを定める。

附則（昭和59年11月11日）

この規定は昭和59年11月11日より施行する。

附則（平成2年10月21日）

この規定は平成2年10月21日より施行する。

附則（平成12年9月24日）

この規定は平成12年9月24日より施行する。

附則（平成13年10月7日）

この規定は平成13年10月7日より施行する。

附則（平成22年6月19日）

この規定は平成22年6月19日より施行する。